

平	18	.	6	.	2
總			46	—	7
基礎小			55	—	7

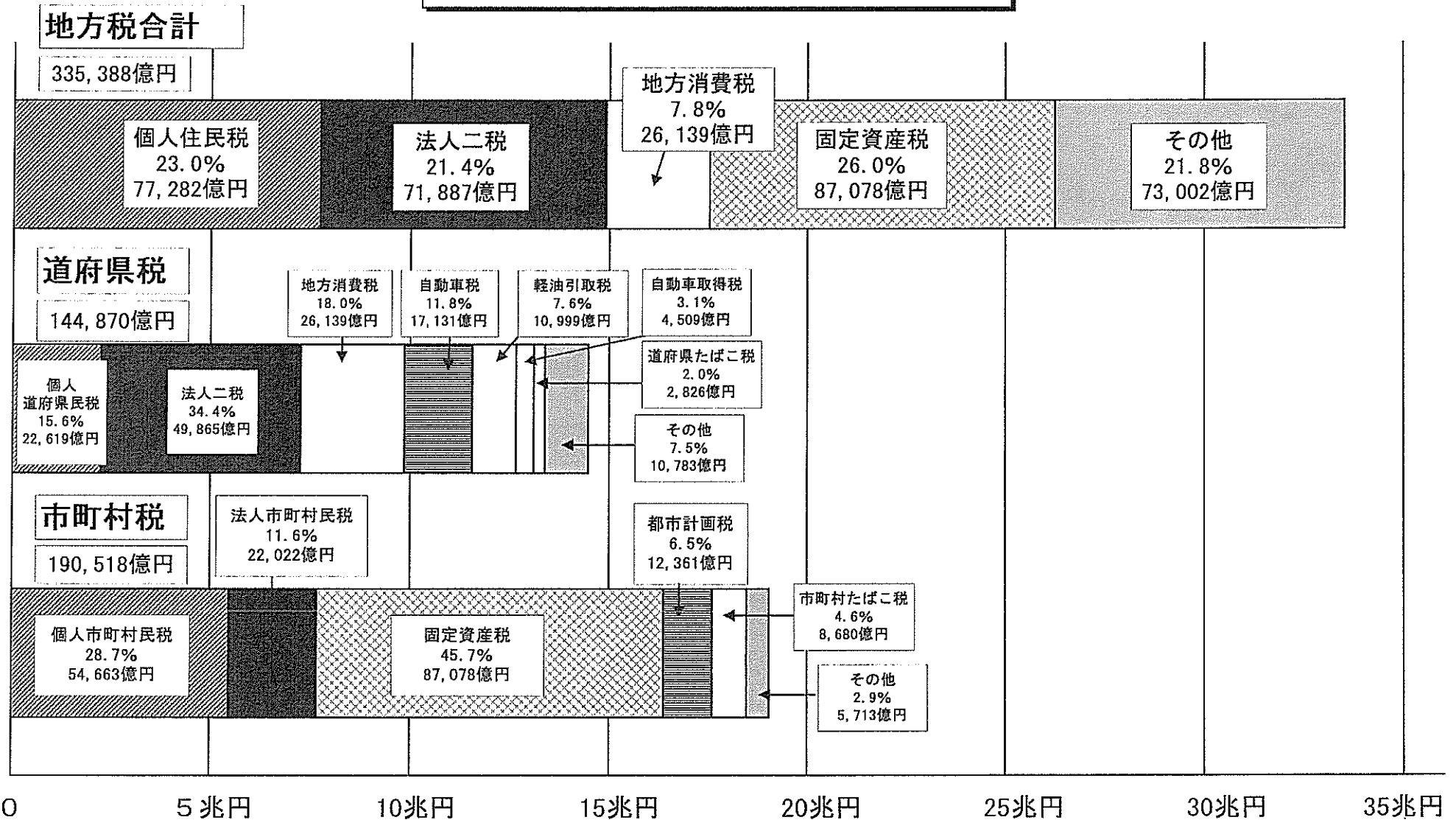
資 料

(地方税 (個別間接税))

目 次

・ 地方税の税収内訳（平成16年度決算額）	1
【地方たばこ税関係】	
・ 地方たばこ税の概要	2
【地方道路特定財源関係】	
・ 地方における道路特定財源一覧	3
・ 地方における道路特定財源の沿革	4
・ 地方における道路特定財源の流れ	5
・ 都道府県別人口1人当たり税収の指数	6
・ 主要各国における軽油の価格と税	7
・ OECD諸国の軽油1ℓ当たりの価格と税（2005年第1四半期）	8
・ 欧州諸国における軽油に係る個別間接税の税率の推移	9
・ 地方における道路事業費の財源構成について	10
・ 道路の整備状況	11
【環境への取組み】	
・ 地方税制における環境への取組み(1)	12
・ 地方税制における環境への取組み(2)	13

地方税の税収内訳（平成16年度決算額）



- (注) 1 各税目の%は、地方税・道府県税・市町村税それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 超過課税分及び法定外税を含む。
 3 個人住民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の合計である。
 5 法人二税は、法人住民税及び法人事業税である。
 6 19年度に所得税から個人道府県民税へ約2.2兆円、個人市町村民税へ約0.8兆円の税源移譲がなされる。

地方たばこ税の概要

たばこ1箱 価格内訳
(例) マイルドセブン(小売定価270円)

税抜き価格分 99.31円	
消費税 12.85円	
国のたばこ税 <u>78.92円</u>	たばこ特別税16.40円
	たばこ税 62.52円
地方のたばこ税 <u>78.92円</u>	道府県分 19.38円
	市町村分 59.54円

たばこ税
157.84円

○課税団体

小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

○税率(円/1,000本)

区 分	製造たばこ	製造たばこ(旧3級品)
道府県たばこ税	969(1,074)円	461(511)円
市町村たばこ税	2,977(3,298)円	1,412(1,564)円
地方計	3,946(4,372)円	1,873(2,075)円
国たばこ税	3,126(3,552)円	1,484(1,686)円
国たばこ特別税	820(820)円	389(389)円
国計	3,946(4,372)円	1,873(2,075)円
たばこ税 計	7,892(8,744)円	3,746(4,150)円

(注)1 平成18年6月現在の税率。()内は、平成18年度税制改正における税率改正後(平成18年7月1日から施行)。

2 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたエコー等6銘柄の紙巻たばこをいう。

○税収・・・22,992億円(平成16年度決算)

都道府県	2,826億円	} 11,506億円
市町村	8,680億円	
国たばこ税	9,097億円	} 11,486億円
国たばこ特別税	2,389億円	

地方における道路特定財源一覧【すべて法律により用途を明定】

税 目 等		財源の帰属先	税 率	H18年度収入 (億円)
地方税	軽油引取税 昭和31年度創設	都道府県、指定市	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	10,620
	自動車取得税 昭和43年度創設	都道府県、市町村	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	4,742
地方譲与税	地方道路譲与税 昭和30年度創設 (地方道路税の収入額の全額)	都道府県、市町村	<地方道路税(国税)> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	3,110
	石油ガス譲与税 昭和41年度創設 (石油ガス税の収入額の1/2)	都道府県、指定市	<石油ガス税(国税)> (本則税率) 17.5円/kg	142
	自動車重量譲与税 昭和46年度創設 (自動車重量税の収入額の1/3)	市町村	<自動車重量税(国税)> 自家用乗用は (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,707
計				22,321

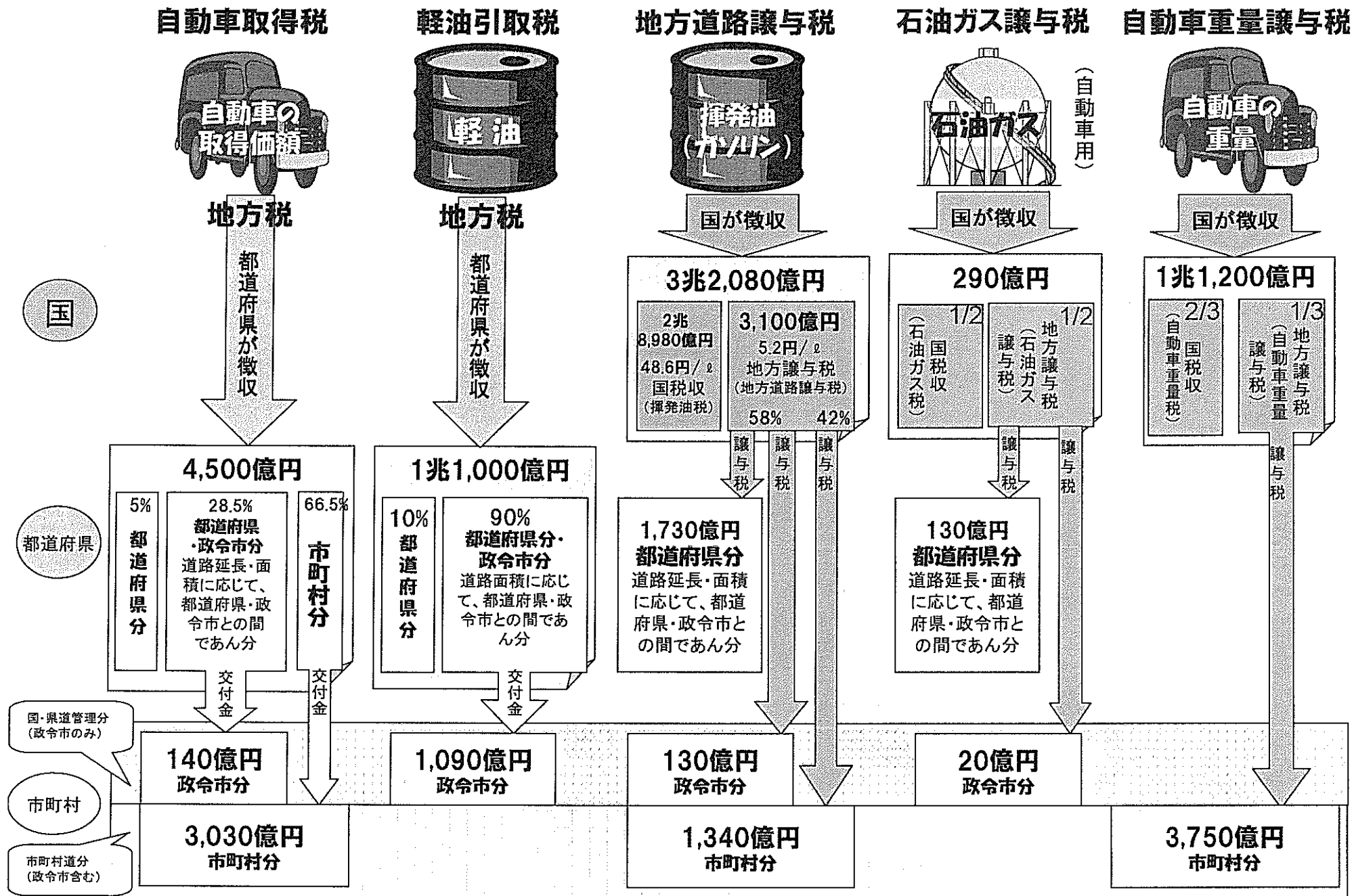
- 注) 1. 収入は平成18年度地方財政計画によるものである。
2. 譲与税については、国と地方での実際の収入時期のずれにより、平成18年度の国収入予算額と若干の違いがある。
3. 暫定税率の適用期限は平成20年3月末(ただし、自動車重量税については、平成20年4月末。)

地方における道路特定財源の沿革

軽油引取税	○ 昭和31年度に、既に揮発油税・地方道路税が課税されていたガソリン・エンジンの自動車との間での税負担の不均衡を是正するために、ディーゼル・エンジン車の燃料である軽油に対して、地方の道路特定財源として軽油引取税（道府県税）を創設
自動車取得税	○ 昭和43年度に、第5次道路整備計画5箇年計画の策定によって大幅に増加することが確定した地方道路事業費の財源として、著しい自動車の増加と道路整備の必要性との関連、自動車による道路使用と道路整備との密接な受益関係に着目して、自動車取得税（道府県税）を創設
地方道路譲与税	○ 昭和29年度に、揮発油（国税）を道路財源化した際に、同税收の1／3に相当する額を地方の道路財源として譲与する制度を創設 ○ 昭和30年度に、地方の道路特定財源の充実を目的として、税收の全てを地方の道路特定財源として譲与する地方道路税（国税）を創設（全額が「地方道路譲与税」となる。）
石油ガス譲与税	○ 昭和41年度に、石油ガス税（国税）を創設した際に、同税收の1／2を地方の道路特定財源として譲与する石油ガス譲与税を創設
自動車重量譲与税	○ 昭和46年度に、自動車重量税（国税）を創設した際に、市町村の道路特定財源の充実を目的として、同税收の1／4を譲与する自動車重量譲与税を創設 ○ 平成15年度に、自動車重量税收の1／3に譲与割合を引上げ

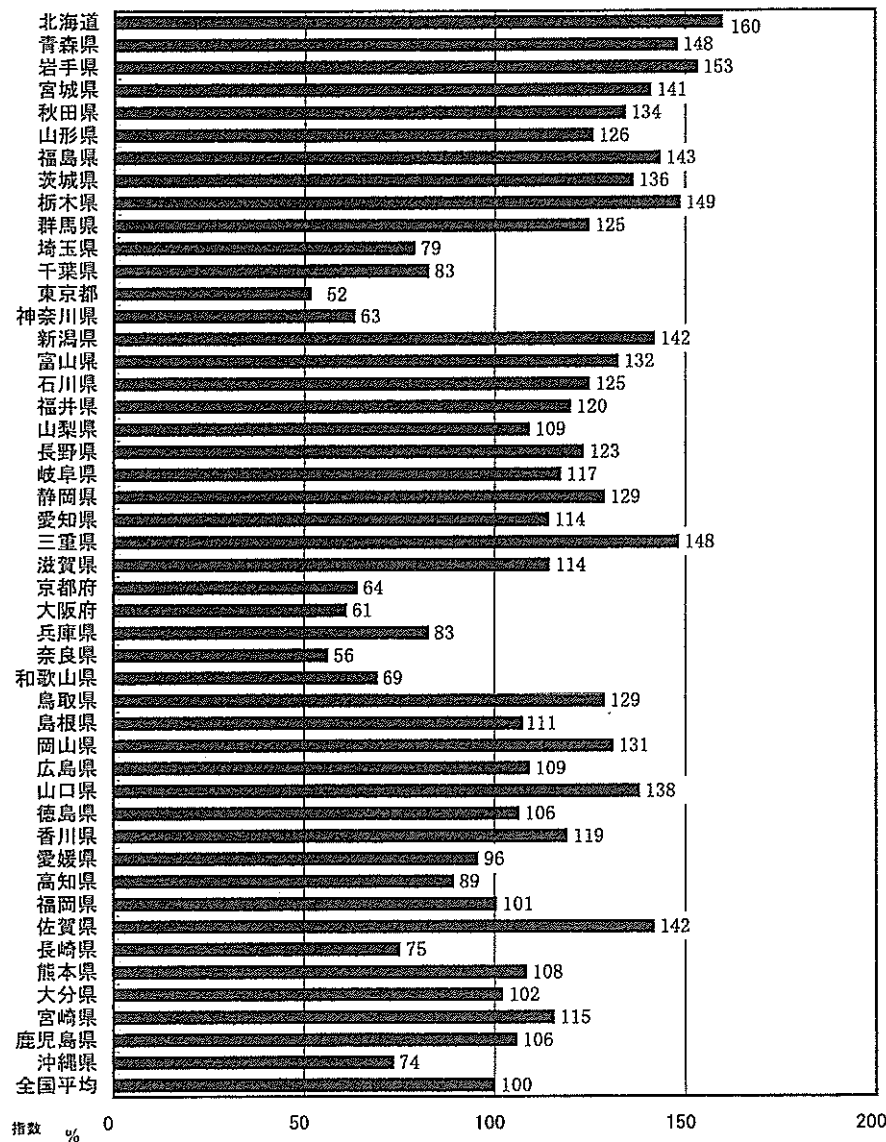
地方における道路特定財源の流れ

※ 金額はH16年度決算ベース

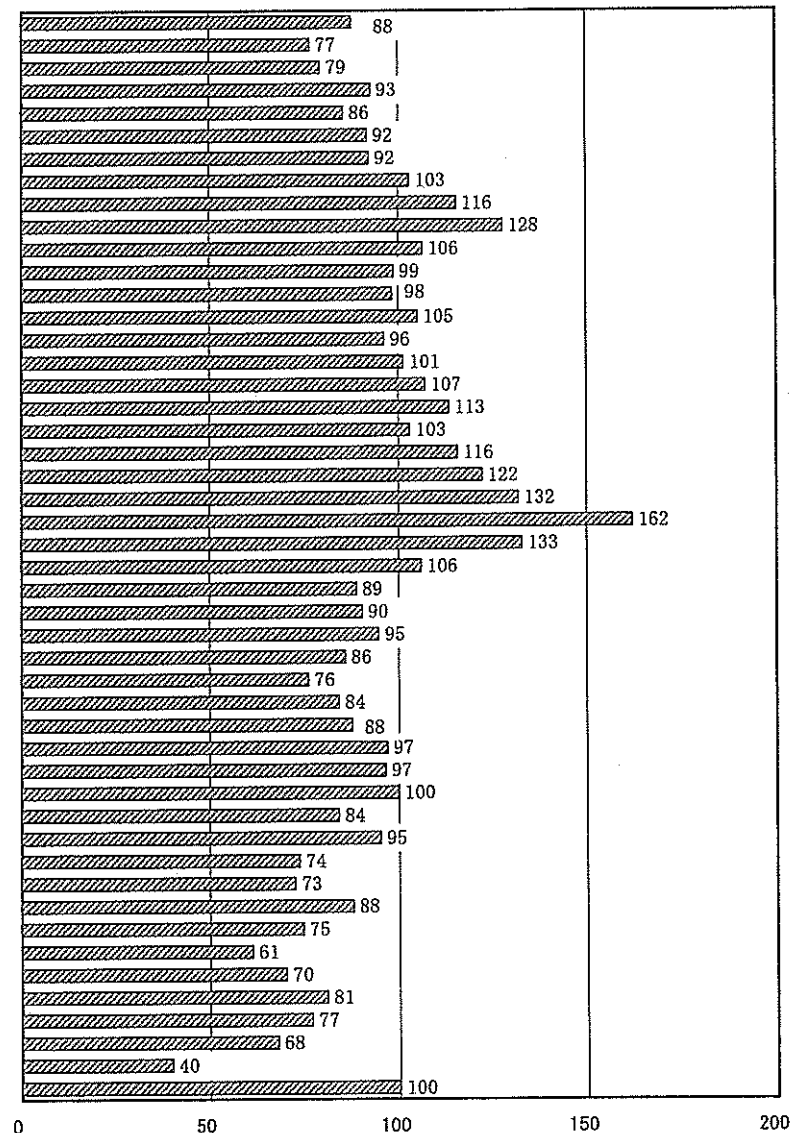


都道府県別人口1人当たり税収の指数（全国平均を100とした場合、平成16年度決算）

【軽油引取税】
1兆999億円



【自動車取得税】
4,509億円



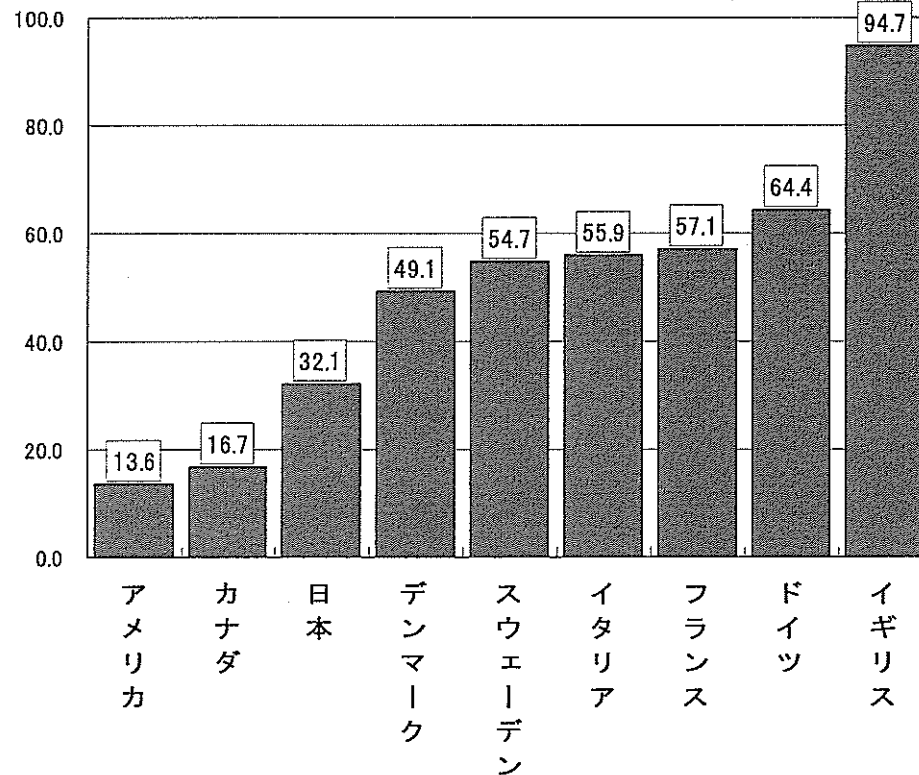
（注）人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成17年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

主要各国における軽油の価格と税

未定稿

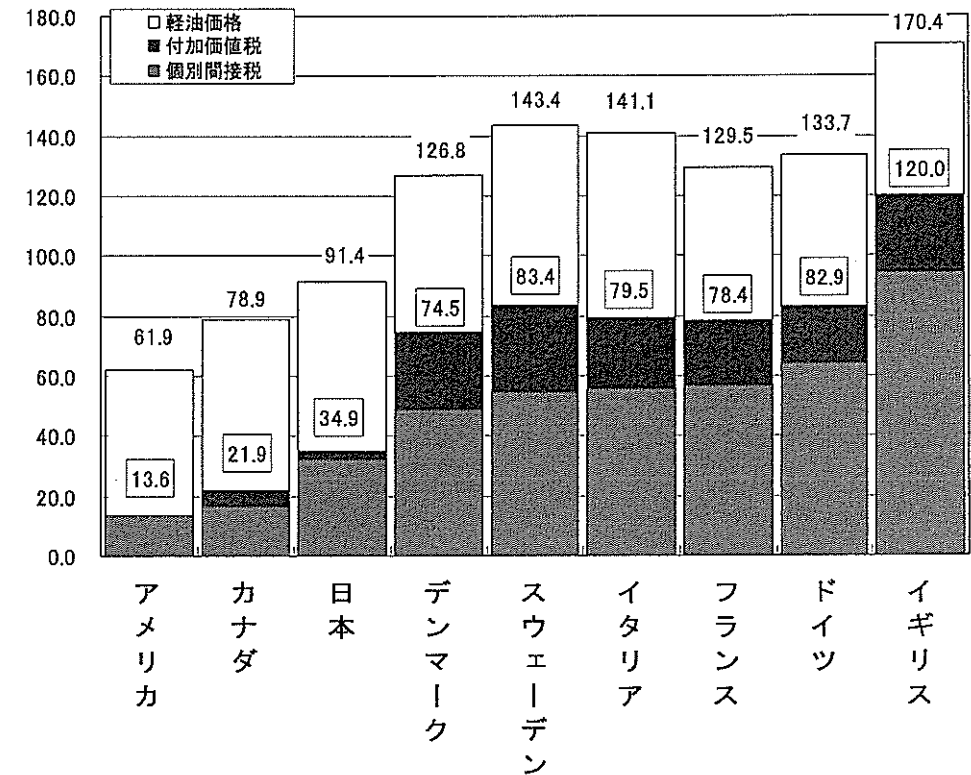
○ 個別間接税

(円/ℓ)



○ 価格と税

(円/ℓ)



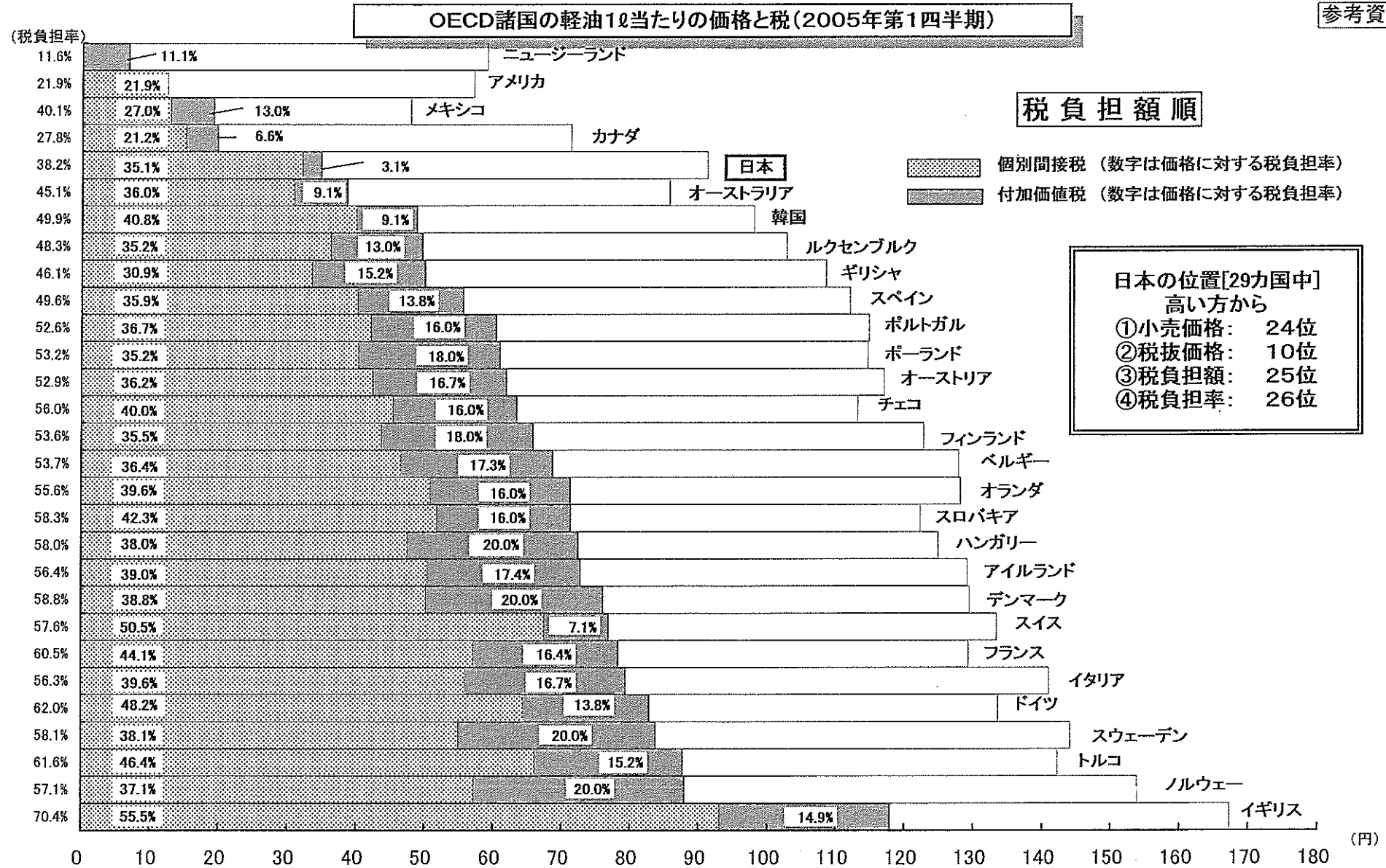
出典:IEA「エネルギー価格と税(2005年第1四半期)」

(注) 1. 税率及び価格は2005年の第1四半期のもの。

2. 日本の消費税は付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。

3. 日本の個別間接税は、軽油引取税である。

4. 換算レートは、1ドル=113円、1カナダドル=94円、1ユーロ=137円、1ポンド=201円、1スウェーデンクローネ=15円、1デンマーククローネ=18円(2006年上半期に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)。



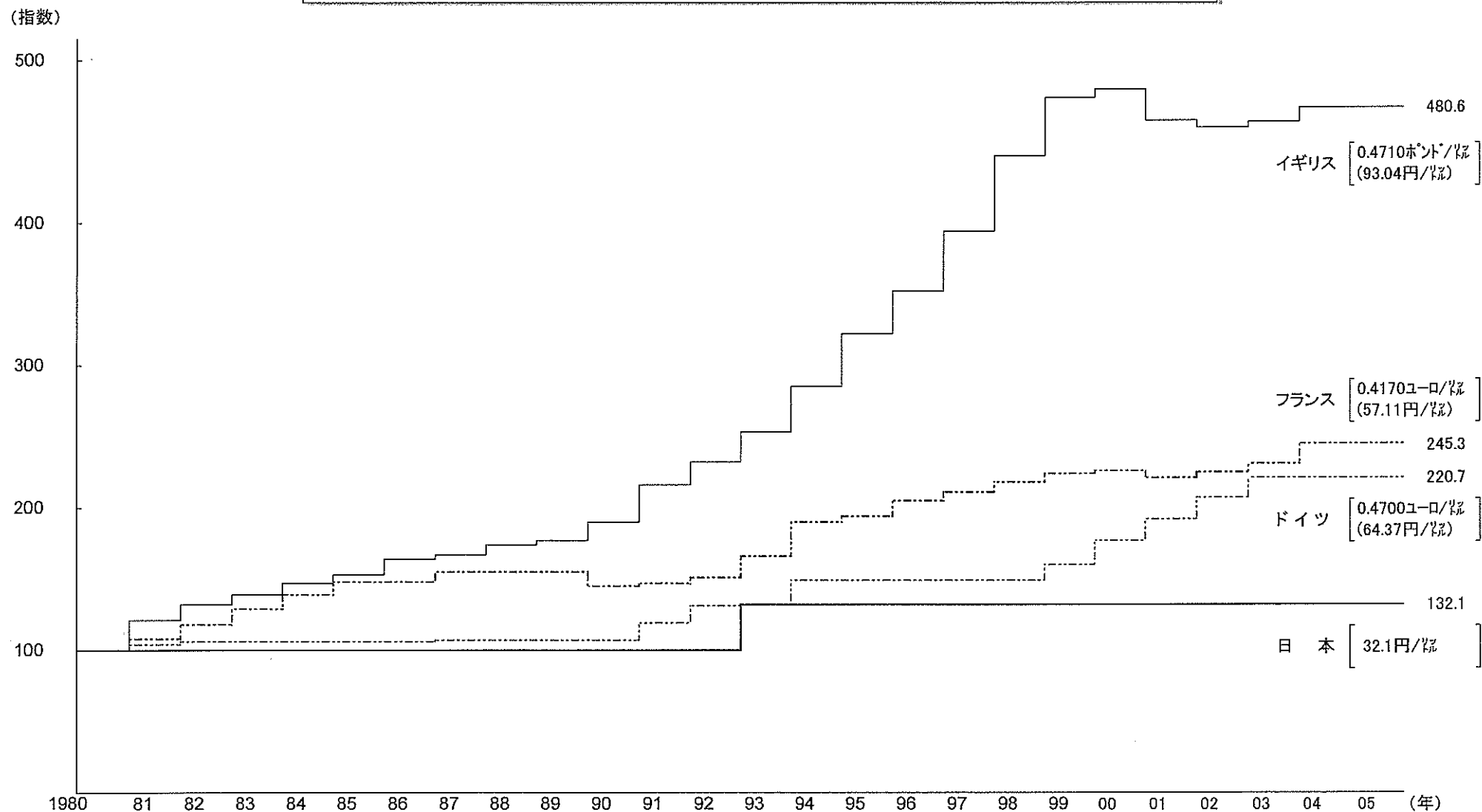
出典: IEA「エネルギー価格と税(2005年第1四半期)」(メキシコについては、2004年第3四半期)。

(注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。

2. わが国の個別間接税は、軽油引取税である。

3. 換算レートはIEA資料に基づく。

欧州諸国における軽油に係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）



(注) 1. 税率は、各年の12カ月の平均値による。ただし、2005年については第1四半期の3カ月の平均値による。

2. 換算レートは、1ポンド＝198円、1ユーロ＝137円である（「エネルギー価格と税2005年第1四半期」（IEA資料）等による。ただし、フランス、ドイツについては、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算が行われている。）。

地方における道路事業費の財源構成について

未定稿

※H16決算
(単位:兆円)

都道府県

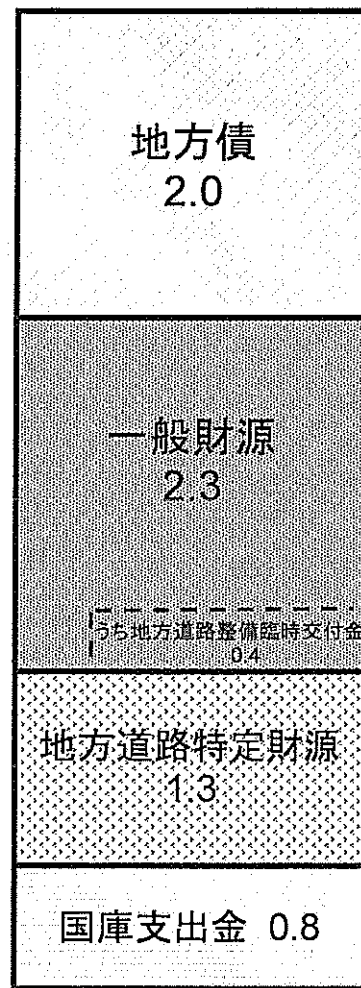
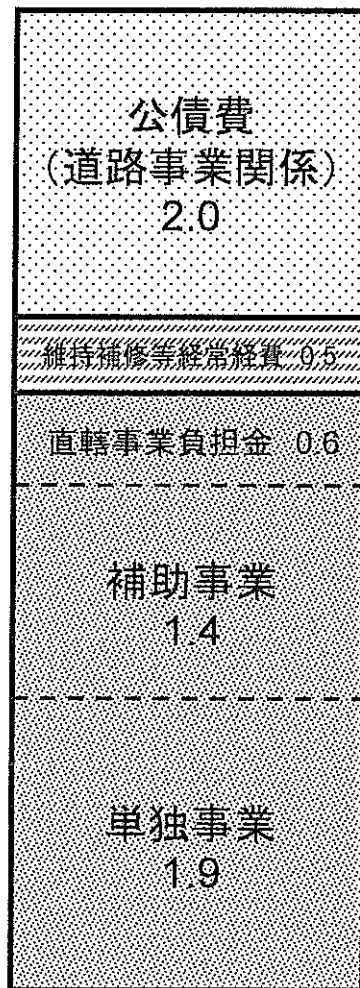
市町村

(歳出)

(財源内訳)

6.4

6.4

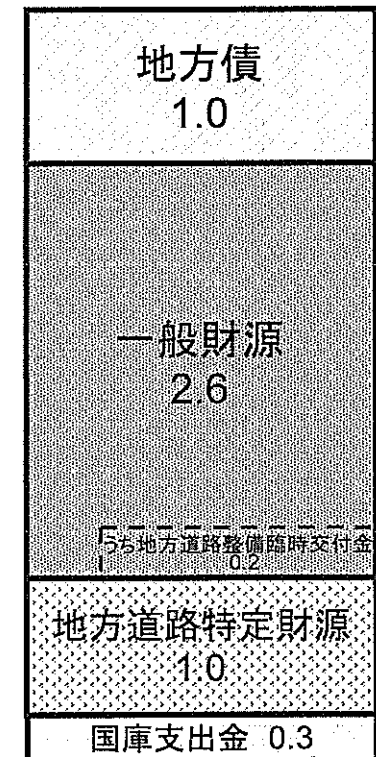
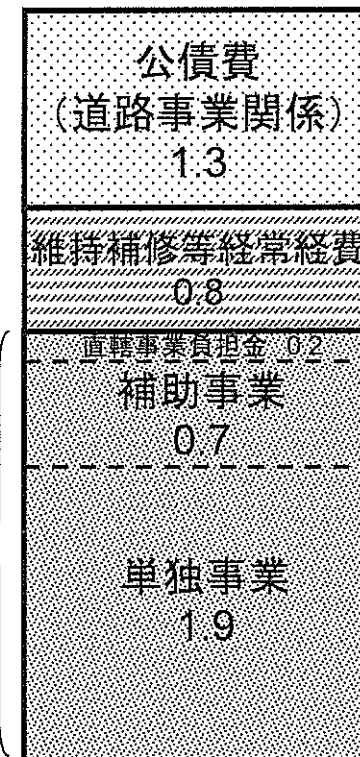


(歳出)

(財源内訳)

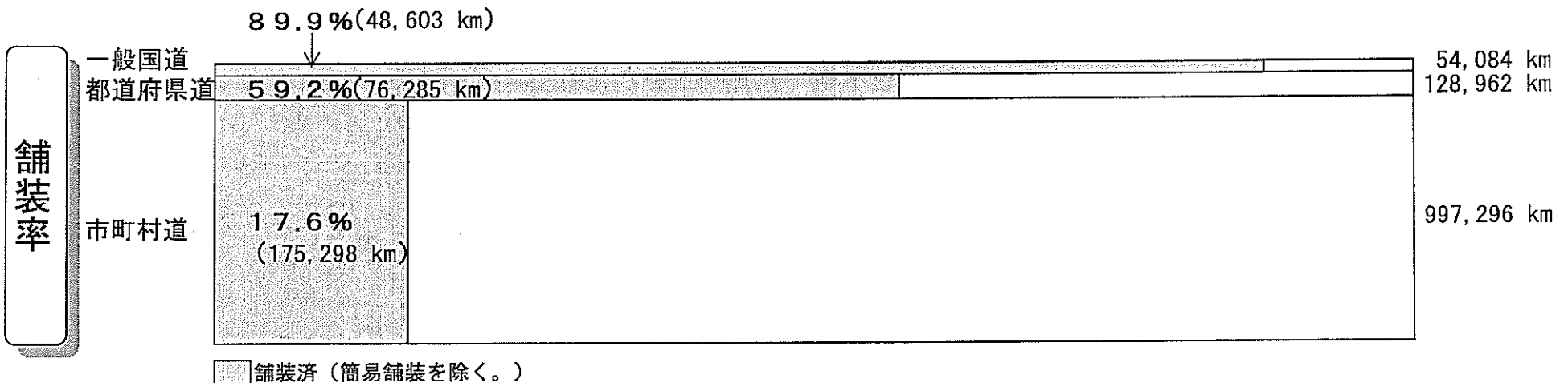
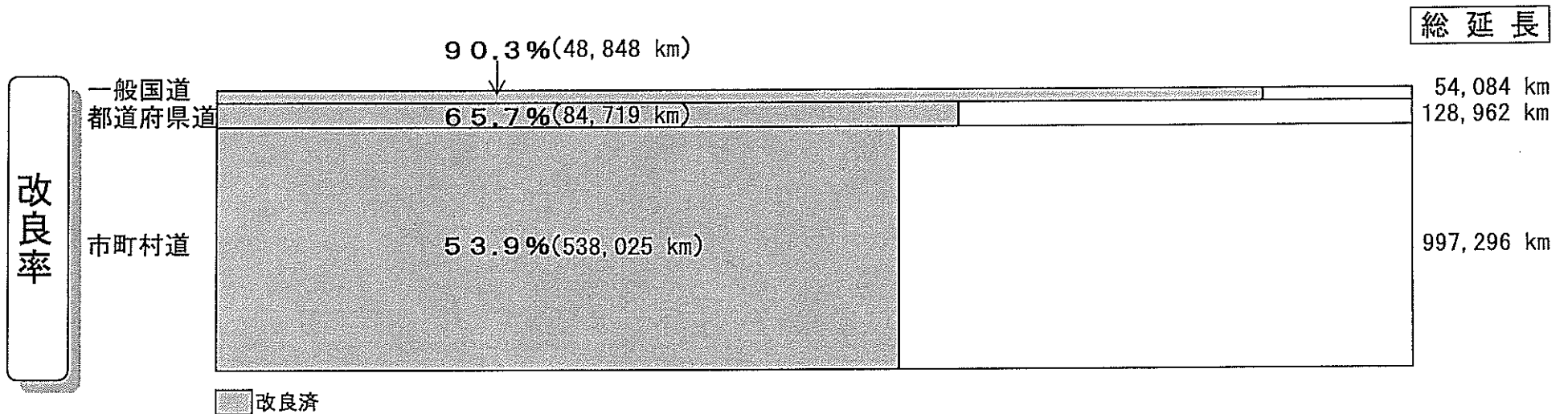
4.9

4.9



道路の整備状況

(平成16年4月1日現在)



1. 「道路統計年報2005」(国土交通省道路局)による。なお、棒グラフの太さは、道路の延長による。
 2. 一般国道及び都道府県道の改良済延長は、改良済で車道幅員5.5m以上のものの延長である。
 3. 「簡易舗装」とは、在来の砂利・碎石舗装を基礎として簡易な路盤を築造した上アスファルト乳剤で舗装したもの(表面が約3cm程度)のものをいう(通常舗装は、アスファルトコンクリートで舗装するもの。)
- 【参考：簡易舗装を含む舗装済延長の割合】
一般国道99.3%(53,696km)、都道府県道96.0%(123,838km)、市町村道75.1%(748,843km)である。

地方税制における環境への取組み（１）

１ 自動車税のグリーン化・自動車取得税の低燃費車特例

（１）趣旨

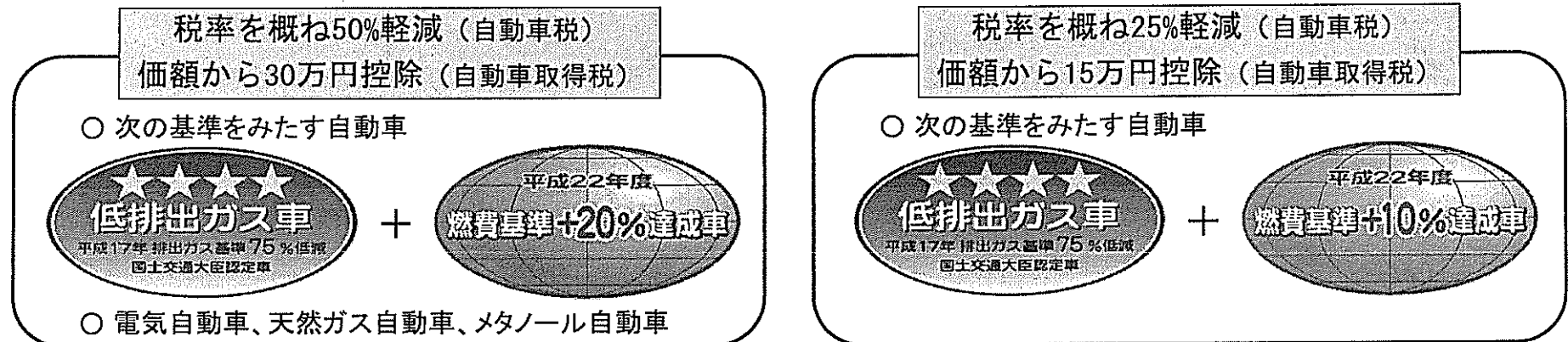
- ・ **NO_x（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）の排出を低減**
- ・ **CO₂（二酸化炭素）の排出を低減**
- ・ **環境にやさしい自動車の技術開発と普及の促進**



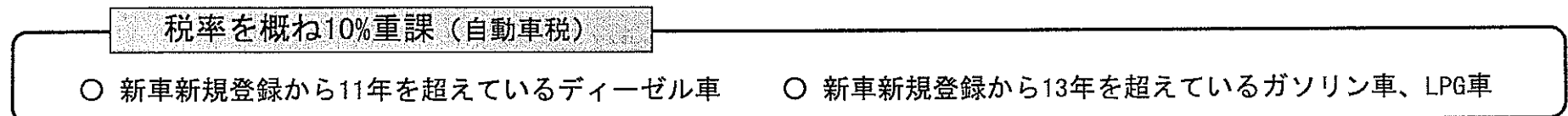
- ・ 環境に優しい自動車
→ 自動車税・自動車取得税を「軽減」
- ・ 環境への負荷の大きい自動車
→ 自動車税を「重課」

（２）制度の概要

◇ 軽減対象となる自動車



◇ 重課対象となる自動車



注1) 自動車税の軽減は、平成18年度及び19年度の新車新規登録の翌年度1年間。

注2) 自動車取得税の軽減対象には、中古自動車、軽自動車も含む。

注3) 自動車税の重課対象からは、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれる。

※ 上記の他、低公害車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）に対する自動車取得税の特例も講じている。

地方税制における環境への取組み（２）

2 地方公共団体が独自に取り組む環境関連の税制(主なもの)

(1) いわゆる「森林環境税」

⇒ 森林(水源)環境保全等に資するための独自課税(超過課税)

- 個人・法人県民税均等割に上乗せして課税(超過課税方式)(平成18年4月1日現在)
- 環境保全、水源涵養等に関する施策の実施に要する費用に充当

施行年度	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	H18年度 (2006)
団体(県)数(累計)	1	2	8	16※

※ 上記のほか、平成19年度施行予定(条例制定済)の団体が2団体ある。

(2) 産業廃棄物税

⇒ 廃棄物排出抑制、資源再利用等に資するための独自課税(法定外目的税)

- 最終処分場への廃棄物の搬入等に対し、排出重量に応じ排出業者等へ課税
- 廃棄物排出抑制、リサイクルの推進等に関する施策の実施に要する費用に充当

施行年度	H14年度 (2002)	H15年度 (2003)	H16年度 (2004)	H17年度 (2005)	H18年度(予定) (2006)
団体数(累計)	1	9	12	22	27※

※ 平成18年度施行(予定)の団体は、総務大臣との協議による同意は得られているが、未施行である。(平成18年5月現在)

※ 産業廃棄物税の例

